

阿賀野市結婚新生活支援補助金 Q & A

令和8年6月 まちづくり政策課

① 申請方法について

Q 1 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？

A 1 可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前にお越し（又はお電話）いただくことをおすすめします。相談・確認は受付開始前でも可能です。

Q 2 申請はどこでできますか？支所でも受け付けていますか？

A 2 市役所2階のまちづくり政策課に申請書類を提出してください。支所では、申請書類の確認（チェック）を行いませんので、まちづくり政策課に直接提出してください。また、郵送やFAXでの提出はできません。どうしてもご都合のつかない場合は、ご連絡をお願いします。

Q 3 申請に行くときに必要なものはありますか？

A 3 申請に必要な添付書類のほか、戸籍謄本、住民票の写しや所得証明書、納税証明書等を未取得の場合は、書類の発行手数料をご準備ください。阿賀野市で全部の書類を取得できる場合⇒2,000円程度 ※「④申請書類について Q1」に詳しい内容記載

Q 4 申請書類はどこで入手できますか？

A 4 市役所2階のまちづくり政策課で配付しています。そのほか、市のホームページから申請書類のダウンロードが可能です。

Q 5 平日は仕事で申請に行くことが難しいです。代理の者（親）が行ってもいいですか？

A 5 内容を確認させていただきますので、申請者本人または配偶者の方どちらかがお越しください。

Q 6 予算の範囲内で交付とのことですが、受付状況を確認することはできますか？

A 6 受付状況については、まちづくり政策課（代表）0250-61-2502 へご確認ください。受付終了となった場合は、市のホームページ等でお知らせします。

② 要件について

Q 1 婚姻届をまだ出していませんが、補助金の申請をすることはできますか？

A 1 婚姻届を提出し、受理後でないとは申請できません。

Q 2 婚姻はしていますが、住民票はまだ移していません。住民票の住所が市外でも申請できますか？

A 2 原則として、夫婦の双方が阿賀野市に住民登録がなければ申請することができません。また、申請の対象となる住宅に同居していることも要件となっているため、住民票の住所の変更が必要です。

ただし、例外として「住宅が建築中で住民票を変更できない」などの場合に限り、申請が可能となる場合がございますので、まちづくり政策課へご相談ください。

Q 3 令和 9 年 3 月に婚姻届を提出する予定ですが、対象にならないのですか？

A 3 令和 9 年 2 月 27 日以降に婚姻届を提出予定の方は、今年度実施事業の対象世帯にはなりません。令和 9 年度事業の対象世帯となる場合がありますのでまちづくり政策課へご相談ください。

Q 4 「2 年以上継続して阿賀野市内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合も申請できますか？

A 4 申請時点で転勤の予定が未定の場合は申請可能です。ただし、あらかじめ終期が決められている転勤等で現在阿賀野市に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、2 年以内に転出することがほぼ確実である場合は申請をご遠慮ください。なお、申請時には 2 年以上継続して市内に居住する意思のある旨を所定の様式で誓約していただきます。

Q 5 再婚の場合も対象になりますか？

A 5 対象になります。ただし、夫婦のどちらかが、阿賀野市や他市区町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。

Q 6 子どもがいる場合も対象になりますか？

A 6 対象になります。子どもの有無については、補助金申請には影響しません。

Q 7 生活保護を受給している場合も対象になりますか？

A 7 対象になります。

Q 8 所得の計算方法がわかりません。

A 8 4月から6月に申請する夫婦については、給与所得者の場合、令和5年分（7月以降に申請する夫婦は令和6年分、以下同じ。）の令和7年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。自営業者の場合は、令和7年分の売上（収入）金額から必要経費を差し引いた額です。申請の際は、源泉徴収票ではなく、自治体が発行する所得（課税）証明書（税務課で発行：手数料300円）を提出していただきます。

Q 9 過去に滞納があった場合は申請できますか。

A 9 現在、滞納がなく、納税証明書の発行を受けていれば申請していただけます。

Q 10 講座の受講等は具体的にこういったものが対象になりますか。

A 10 以下の講座の受講等を想定しています。ただ、対象となる講座を網羅できてはいないものと考えていますので、以下に該当しない場合は担当者までご相談ください。

① ライフデザイン支援講座(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換含む)

- ・自治体や民間企業が実施している講座の受講
- ・新潟県のHPにあるライフデザインシュミレーターの実施



※新潟県ライフデザインシュミレーター

② プレコンセプションケアに関する講座の受講等

- ・自治体や民間企業が実施している講座の受講
- ・国立研究開発法人国立成育医療研究センターの動画
- ・厚生労働省「教育プロジェクト」YouTubeチャンネルで配信するセミナー動画

③ 医療機関へ妊娠・出産に係る相談を行っていること

- ・医療機関での受診（妊婦健診、出産に関する相談、不妊に関する相談など）

④ 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座含む)の受講

- ・自治体や民間企業が実施している講座の受講
- ・市HPにて公開している共家事・子育て動画の視聴

Q 1 1 講座の受講等を証明する書類はどういったものになりますか。

A 1 1 講座に参加したことが確認できるようなものを想定しています。例えば講座に参加して作成した資料や、費用が発生するものであれば領収書等になります。動画を視聴した場合は、アンケートに回答いただくことで受講を証明したものとして扱います。

Q 1 2 講座の受講等に発生する費用は申請者で負担することになりますか。

A 1 2 申請者負担になります。

Q 1 3 講座の受講等は過去のものでも対象になりますか。

A 1 3 申請年度内に受講等したもののみが対象となります。

③ 対象経費について

Q 1 結婚前に住宅を取得・リフォーム・賃借、引越した場合は対象になりますか？

A 1 婚姻を機としたもので、以下の要件を満たす場合は対象の経費として認められます。ただし、補助の対象となる「支払期間」は、令和8年4月1日から令和9年2月26日の期間内です。

- ・住宅取得…取得日が婚姻日から起算して1年以内であること
- ・リフォーム…リフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること
- ・賃借…賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること

Q 2 結婚前からの同居や、結婚前に妻（夫）が住んでいた住宅にもう一方が引越して入居した場合の費用は対象になりますか？

A 2 結婚前からの同居や、結婚前に夫婦一方が居住していた住宅については、婚姻による同居開始日以降に支払った費用のみが対象となります。

Q 3 単身赴任などで別居している場合の費用は対象になりますか？

A 3 夫婦の主たる生活拠点を阿賀野市としている場合は対象となります。ただし、住宅一軒に係る費用のみとなります。

Q 4 新しく賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合でも対象になりますか？

A 4 対象になります。その場合の所得要件の計算は、夫婦の所得の合計のみとなります。ただし、住居にかかる契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている必要があります。また、引越費用については、親族が所有している住宅又は契約者が親族である賃貸住宅への引越しであっても、夫婦の

いずれかが支払っていれば対象となります。

Q 5 住居費用について、会社から住宅手当の支給を受けている場合は対象となりますか？

A 5 会社等から住宅手当の支給を受けている場合は、その支給分を対象経費から控除する必要があり、住宅手当支給証明書の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、支給額を合算して控除します。支給を受けていない場合も、住宅手当等の支給はゼロである旨を記載した住宅手当支給証明書の提出が必要です。

Q 6 家賃と一緒に支払っている賃貸住宅の駐車場の使用料は対象となりますか？

A 6 対象外です。このほか、物件の清掃代・鍵交換代やハウスクリーニング代、水道光熱費、保険料などの費用も対象外です。

Q 7 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合は対象となりますか？

A 7 会社等から引越手当等の支給を受けている場合は、その支給分を対象経費から控除する必要があります。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。引越費用に対する補助支給額を確認できる書類の写しを添付してください。

Q 8 引越費用について、レンタカーを借りた費用や不用品の処分料等は対象となりますか？

A 8 対象外です。引越業者または、運送業者に支払った作業費や運送費が対象であり、自身で行った家財道具や生活用品を運搬等にかかった車や道具等のレンタル費用は対象外です。

引越業者が行ったハウスクリーニングやエアコンクリーニング代、不用品の処分、家電設備工事費用やその他のサービス料も対象外となります。

Q 9 対象期間内に婚姻しましたが、経費の支払いは令和 9 年 3 月以降になる場合は対象となりますか？

A 9 年齢や所得の合計など、その他の要件を満たしていれば、翌年度に限り本交付金を受給することができます。ただし、その場合も令和 8 年度の受付期間中に申請を行う必要があります。対象となるか不明な場合、個別にご相談ください。

Q 10 阿賀野市には住宅取得・住宅リフォーム等にかかる補助金（虹の架け橋住宅取得支援事業・住宅リフォーム支援事業・空き家リフォーム支援事業）がありますが、併用はできますか？

A10 阿賀野市の他の補助事業を併用する場合は、補助事業の対象経費以外にかかる経費のみ対象となります。以下は参考例です。

【例】住宅を購入するにあたり、住居費と引越費用がかかるため、住居費については「虹の架け橋住宅取得支援事業」で申請を行い、引越費用については「結婚新生活支援事業」で申請を行う。

Q11 国の他の住宅に係る補助制度との併用はできますか？

A11 併用できません。ただし、失業や被災などの特別な理由に限り、本補助金の対象となる経費から、他補助金に相当する額を控除した額を対象とすることができます。

④ 申請書類について

Q1 証明書関係はどこで入手できますか？ 料金はかかりますか？

A1 阿賀野市の場合、証明書の発行窓口と手数料は次のとおりです。書類取得に関する必要書類や郵送での各種証明書の取得方法などについては、お手数ですが市ホームページ等でご確認いただくか、各窓口へお問い合わせください。なお、転入者の場合、転入前の市区町村での書類の準備が必要となるものもあります。

【必要書類一覧】

確認の目的	証明書等の種類		窓口	手数料
婚姻の確認	戸籍謄本	いずれか	市民生活課	450 円/通
	婚姻届受理証明 (戸籍届受理証明書) ※婚姻届を提出した市区町村にお問い合わせください。			350 円/通
夫婦の住所 及び 住定年月日	住民票(世帯主、続柄)が記載されているもの	夫婦の分		300 円/通 ※住民票謄本 なら1通
所得要件	市・県民税所得(課税)証明書 ※4月から6月に申請する場合は令和 7年度課税分(令和6年分の所得)。 令和7年1月1日にお住まいだった市区 町村で発行。 ※7月以降に申請する場合は、令和8	夫婦の分 それぞれ	税務課	300 円/件

	年度課税分（令和 7 年分所得） 令和 8 年 1 月 1 日にお住まいだった市区町村で発行。			
納税状況	市区町村税納税証明書 ⇒ 令和 7 年度の証明	夫婦の分 それぞれ		300 円/件

参考）阿賀野市で全ての証明書等を用意できる場合は、手数料 1,950 円が必要です。

（戸籍謄本 450 円＋住民票謄本 300 円＋（所得課税証明書 300 円×2 人分）＋（納税証明書 300 円×2 人分）

Q 2 所得（課税）証明書ではなく源泉徴収票や申告書の控えを提出してもよいですか？

A 2 所得証明書の代わりに源泉徴収票や申告書の控えを提出することはできません。必ず市区町村が発行する所得（課税）証明書を提出してください。

Q 3 所得（課税）証明書は所得のある方の分だけでよいですか？

A 3 必ず夫婦双方の分を提出してください。所得のなかった方の証明書の提出も必要です。申請時点に無職で、未申告の場合は申告をして証明書の発行を受けてください。

Q 4 納税証明書の交付申請をしたら、「未納があるため発行できません。」と言われました。

申請できませんか？

A 4 納期到来分の税金について、未納がある場合は申請できません。納税してから「納税証明書」の発行を受け、提出してください。

Q 5 阿賀野市に税情報がない／非課税のため納税証明書が発行できない場合は？

A 5 令和 7 年 1 月 1 日時点で阿賀野市に住民登録がない場合は、転入前の市町村で納税証明書を発行してください。その際、非課税により納税証明書が発行されなかった場合は、令和 7 年度非課税であることが確認できる書類（非課税証明書、令和 7 年度課税証明書など）を発行してもらい、提出してください。

Q 6 書き間違えた場合は訂正印が必要ですか？

A 6 不要です。二重線で抹消し、訂正してください。

Q 7 奨学金の返済額が確認できる書類とは具体的にどんなものですか？

A 7 奨学金返還証明書があれば望ましいですが、証明書の取得が難しい場合は通帳の写しや振込明細の写しなど、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものの写しを提出してください。

⑤ 審査・交付決定について

Q 1 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？

A 1 申請書を受理してから2週間程度で審査を行い「交付認定通知書」と「交付決定通知書」を郵送します。その後は、補助対象経費の支払いが全て払い終わりましたら、実績報告書を提出してください。

Q 2 申請順に交付決定されますか？ 早く申請した方がいいですか？

A 2 原則、受理した順に審査を行って交付決定しますが、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があります。その間は保留状態となりますので、必ずしも申請順や受理順に交付決定されるとは限りません。

⑥ 実績報告について

Q 1 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A 1 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。支払の内容（例：内訳、○月分の家賃・共益費、引越料金 等）が記載されていない場合は、請求書や明細書などを添付してください。

Q 2 家賃は毎月銀行口座からの振替（又は振込）で支払っていますが、領収書は添付しなければなりませんか？

A 2 支払が確認できる通帳の写しでも代用は可能ですが、賃貸借契約書で内訳が確認できない場合は、内訳が確認できる書類の写し等を併せて提出ください。

Q 3 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書はどのようなものでしょうか？

A 3 クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。Web 明細を利用している場合は、上記の項目を満たすように利用明細画面を印刷してお持ちください。

Q 4 家賃は保証会社経由で不動産会社（大家）へ支払っているため、不動産会社（大家）から領収書が発行できないと言われましたがどうしたらよいのでしょうか？

A 4 実際の支払い先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。補助金の申請の際は、賃貸借契約書や保証契約書などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。（賃貸借契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。）

⑦ 補助金の交付（振り込み）について

Q 1 補助金の振り込みはいつごろですか？

A 1 実績報告書の提出から審査を経て、概ね2週間程で、振込予定日が記載された「確定通知書」を郵送します。振込完了のお知らせは行いませんので、通帳を記帳いただく等でご確認ください。なお、申請者からの振り込み日の指定はできません。

※審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただくため期間を要することとなります。その場合、「確定通知書」の発送にも遅れが生じますので、あらかじめご了承ください。

Q 2 現金を手渡しで受け取ることはできますか？

A 2 口座振込のみで、現金受け取りはできません。補助金の振込口座は、申請者又は配偶者どちらか一方の口座を指定してください。配偶者の口座へ振り込む場合は、委任欄の記載が必要となりますので、ご印鑑を持参ください。

⑦ その他

Q 1 補助金の交付後に調査がありますか？

A 1 本事業の効果検証のため、アンケート調査の実施を予定しています。

Q 2 補助金を返還しなければならないことはありますか？

A 2 以下のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合があります。

（1）この告示の規定に違反した場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合

（2）補助金の交付日から2年未満で当市から転出した場合

ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと市長が認めるときは、この限りではありません。

Q 3 交付決定を受けた人は公表されますか？

A 3 個人情報保護のため、氏名などの公表はしませんが、インタビューをお願いし、同意いただければ市ホームページなどにコメントを掲載させていただく場合があります。